

京都府情報セキュリティ基本方針

1 目的

京都府情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、京都府の情報セキュリティ対策の基本的な方針を定め、情報資産の適正な管理の保持・徹底を図り、もって府民の信頼の維持向上に資することを目的とする。

2 定義

(1) 情報システム

ネットワーク（データ伝送を行う通信網及びその構成機器）、電子計算機（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成する、情報の処理を行う仕組みをいう。

(2) 情報資産

京都府の情報システム及び情報システムで取り扱うすべてのデータをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密を保持し、正確性、完全性及び許可された利用者が必要なときに情報資産を利用できる状態を維持することをいう。

3 適用機関

基本方針の適用機関は、京都府の知事部局、議会事務局、各行政委員（会）及び警察本部とする。

なお、個別の事情を考慮した情報セキュリティ対策に関する規程を策定し、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer以下「CISO」という。）の承認を得た場合は、基本方針は適用しないものとする。

4 職員の義務

適用機関のすべての職員（非常勤職員等を含む。以下「職員」という。）及び情報システムに関する業務又は情報システムの操作を伴う業務の受託者（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに業務の遂行に当たって基本方針を遵守する義務を負う。

特に、特定個人情報及び個人情報については、その重要性を認識し、関係法令等にとり、より厳密な取扱いを行うものとする。

5 情報セキュリティ対策の推進

(1) CISOは、情報セキュリティ対策を総合的に推進する。

(2) 情報セキュリティ対策は、情報資産の重要度に応じ、次に掲げる対策を講じるものとする。

ア 物理的セキュリティ対策

情報資産を損傷・妨害等から保護するため、情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報システムへの外部機器の不正な接続等を防止する対策

イ 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員等に基本方針の内容を周知徹底するための教育及び啓発等の対策

ウ 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理、ウイルスチェック等の対策

エ 運用におけるセキュリティ対策

情報セキュリティ対策の遵守状況の確認、情報システムの監視等の対策

オ 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための計画を定める等の危機管理対策

6 京都府情報セキュリティ対策基準の策定

CISOは、京都府の情報資産について、5に定める情報セキュリティ対策を講じるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準についての基本的な事項を定める京都府情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

7 情報セキュリティ実施手順の策定

情報システムを所管する本庁の課（室）長又は地方機関の長は、対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、所管する情報システムについて、具体的な実施手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

8 情報セキュリティ監査及び評価、見直しの実施

CISOは、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期及び随時の監査を実施し、その結果等を踏まえ、基本方針、対策基準及び実施手順に定める事項並びに情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じて基本方針、対策基準の見直しを行う。